

電気通信大学附属図書館規程

昭和27年 4月 1日
改正
昭和40年 4月 1日
昭和46年10月 1日
昭和47年 2月16日
昭和53年10月 1日
平成 4年 6月24日
平成 8年 4月 1日
平成16年 4月 1日
平成18年 4月 1日
平成20年 4月 1日
平成22年 4月20日
平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第20条第2項の規定に基づき、電気通信大学附属図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、電気通信大学（以下「本学」という。）における図書館資料の収集、保管、公開、有効利用を図ること及びその他図書並びに学術情報関連業務を総括し、教育研究に資することを目的とする。

(図書館長)

第3条 図書館に、図書館長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 図書館長は、図書館の業務を掌理する。

3 図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副図書館長)

第3条の2 学長が必要と認めるときは、図書館に副図書館長を置き、本学の理事又は職員から学長が指名することができる。

2 副図書館長は、図書館長を補佐し、図書館長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副図書館長の任期の末日は、図書館長の任期の末日以前でなければならない。

(図書館委員会)

第4条 図書館に、図書館に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学図書館委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館資料)

第5条 図書館は、第2条に定める目的を達成するため、図書、雑誌、視聴覚資料その他の必要な資料の整備に努める。

(利用)

第6条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和27年4月1日からこれを施行する。

2 この規則の施行に伴い、昭和25年に制定された電気通信大学附属図書館閲覧貸付規程は、これを廃止する。

附 則

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 電気通信大学附属図書館長選考規程(平成12年12月13日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。